

安満人倶楽部 会則

(名称)

第1条 この会は、安満人倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、高槻市八丁畷町12-3に置く。

(目的)

第3条 この会は、安満遺跡公園において自ら活動を展開するとともに、高槻市と協力し、様々な団体等とも連携することにより、「市民とともに育てつづける公園」づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 公園内における各種プログラムやイベントの企画及び実施
- (2) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第7条の2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、幹事会の承認を得て、これを除名することができる。この場合、その会員は弁明することができる。

- (1) この会則に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(役員：必須)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長（2名）
- (3) 会計
- (4) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務：必須)

第9条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(幹事会)

第11条 この会の幹事会は、役員及び各活動グループの代表者をもって構成し、この会の運営に関する事項について協議・決定するものとする。

(総会)

第12条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)活動報告及び収支報告
- (3)活動計画及び収支予算
- (4)役員の選任又は解任
- (5)解散
- (6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会の議長は、その会において、出席した会員の中から選任する。

5 議事は、出席会員の過半数で決する。

6 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、予め書面あるいは会長を代理人として議決権を行使できる。この場合、総会の出席会員の数に算入する。

(全体会議)

第13条 この会の全体会議は会員同士の情報共有の場として随時開催するものとする。

(議事録)

第14条 幹事会及び総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則に定めのない事項)

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成31年4月21日 一部改正施行する。